

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

2021年11月18日

株式会社網屋

代表取締役会長 伊藤 整一

問合せ先： 取締役管理本部長 森 行博 03-6822-9999

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、『サイバーセキュリティの対策で「安心」と「安全」を提供し、お客様のビジネスの「成功」に寄与する。』を経営理念として、サイバーセキュリティに関わる独自で専門性の高い技術を提供する事業を展開しております。

企業のDX化を推進し、情報化社会の発展に貢献することで、当社の持続的成長と価値向上を目指します。そのためには、株主をはじめとするステークホルダーとの間に信頼関係を構築し、透明、公正な意思決定を迅速に行うための仕組みを整備することが必要であるとの認識で、コーポレート・ガバナンスの強化に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社チャクル	1,164,800	32.62
伊藤 整一	430,400	12.05
石田 晃太	407,200	11.40
投資事業組合オリックス9号	400,000	11.20
株式会社セキュアヴェイル	176,000	4.93
網屋従業員持株会	149,920	4.20
柴崎 正道	104,800	2.94
新納 隆広	84,800	2.38
加藤 光栄	76,800	2.15
山崎 勝巳	64,800	1.81

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

支配株主（親会社を除く）名

—

親会社名

なし

親会社の上場取引所

—

補足説明

—

3. 企業属性

上場予定市場区分	マザーズ
決算期	12月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

該当事項はありません。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名以内
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	会長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名
------------------------	----

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	K
大須賀 正之	他の会社の出身者											

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h.上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大須賀 正之	○	—	金融機関やコンサルティング会社などの経験により、豊富な見識を有しております。当社の経営に対する有効な意見を期待できると判断し、選任しております。なお、同氏は東京証券取引所の定める独立基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

(a) 監査役と会計監査人

- 定期的（四半期に1回以上）面談の実施により、課題等の認識の共通化を図る
- 相互の監査計画、監査結果の報告（説明）を実施する
- 棚卸、実査等については、双方で立ち会う

以上を行い、双方の監査の質の向上を目指しております。

(b) 監査役と内部監査担当者

内部監査担当者は、監査役会にて、内部監査の実施状況を報告するとともに、指摘事項及びその改善状況について、情報を共有しております。また、内部監査担当者は監査役との意見交換を適宜行い、相互に情報等を補完しながら、効果的な監査が実施できるように努めております。

(c) 内部監査担当者と会計監査人

内部監査担当者と会計監査人は、必要に応じて会合を持ち、主に財務報告に係る内部統制の評価に関する監査計画、進捗状況及び結果について打ち合わせ、意見交換を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	M
岡村 健司	公認会計士													
間宮 順	弁護士											△		

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d.上場会社の親会社の監査役
- e.上場会社の兄弟会社の業務執行者

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

- f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j.上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡村 健司	○	—	公認会計士の有資格者であり、会計監査に関する豊富な見識を有しております、当社のガバナンスやコンプライアンスに対する高い監査機能が期待できるものと判断し、選任しております。なお、同氏は東京証券取引所の定める独立基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。
間宮 順	○	2020年3月30日に当社社外監査役に就任した間宮順氏がパートナーであるスクワイイヤ外国法共同事業法律事務所と当社は、2020年2月まで顧問弁護士契約を結んでおりましたが、現在は解消しており同氏の独立性に特段問題はないと判断しております。	弁護士の有資格者であり、法律に関する豊富な見識を有しております、当社のガバナンスやコンプライアンスに対する高い監査機能が期待できるものと判断し、選任しております。なお、同氏は東京証券取引所の定める独立基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

—

【インセンティブ関係】

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の
実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績向上へのモチベーションを高めることで、中長期的な当社株式の価値向上を目的にストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

上記付与対象者が当社の業績向上に対するモチベーションを高めることを目的として、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は行っておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

—

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の資料は、原則として管理担当取締役より事前に配布し、社外取締役及び社外監査役が十分な検討する時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(a) 取締役会

当社の取締役会は取締役8名（うち社外取締役1名）により構成されており、原則として毎月1回の定期取締役会の他、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思を行える体制としております。取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、経営に関する重要事項を決定するとともに、各取締役の業務執行状況を監督しております。また、取締役会には監査役が出席し、必要に応じて意見陳述を行っております。

(b) 監査役会及び監査役

当社の監査役会は監査役3名（うち社外監査役2名）により構成されており、監査役会は、原則とし

て毎月1回開催され、監査に関する重要事項の報告、協議及び決議、並びに監査実施状況等、監査役相互の情報共有を図っております。監査役は、取締役会、経営会議、その他の重要な会議に出席し、業務執行状況の把握及び企業経営の適法性を監視しております。

(c) 経営会議

経営会議は常勤取締役6名、執行役員1名の他、必要に応じて代表取締役が指名する者が参加し、原則として毎月1回開催しております。経営会議は、取締役会付議事項の協議や各部門から業務執行状況及び事業実績の報告がなされ、月次業績の予実分析と審議を行っております。加えて、重要事項の指示・伝達の徹底を図り、認識の統一を図る機能もあります。

(d) 内部監査

当社は、経営企画室において、代表取締役会長の直轄管理として内部監査担当者を選任しております。内部監査担当者は、当社の全部門を対象に年1回以上の業務監査を実施し、代表取締役会長に対して監査結果を報告しております。代表取締役会長は監査結果を受け、被監査部門に監査結果及び要改善事項を通達し、改善状況報告を内部監査担当者に提出させることとしております。また、内部監査担当者は監査役会及び会計監査人と連携し、三様監査を実施しております。

なお、自己監査にならないよう経営企画室の監査は、総務人事部長が実施しております。

(e) リスク・コンプライアンス委員会

代表取締役を最高責任者、管理本部長を委員長とし、常勤役員及び執行役員を常任メンバーとして、当社におけるコンプライアンス及びリスク管理を推進しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会及び取締役会、監査役会を設置するとともに、日常的に事業を監視する役割として内部監査担当を任命し、対応を行っております。これらの各機関の相互連携により、経営の健全性・効率性を確保できるものと認識しているため、現状の企業統治体制を採用しております。

III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が議案の内容等を十分に検討した上で、議決権を行使できるよう、招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会開催日は、より多くの株主にご出席いただけるよう、集中日を避けた開催日となるよう留意してまいります。

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

電磁的方法による 議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プ ラットフォームへの 参加その他機関 投資家の議決権行 使環境向上に向け た取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英 文での提供	今後検討すべき事項と考えております。
その他	—

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による 説明の有無
ディスクロージャー ー ポリシーの作 成・公表	今後、ディスクロージャー ポリシーの作成・公表を検討して まいります。	
個人投資家向けに 定期的説明会を開 催	定期的な説明会の開催を検討しております。	あり
アナリスト・機関投 資家向けに定期的 説明会を実施	第2四半期決算及び通期決算に係る説明会を開催する予定 です。	あり
海外投資家向けに 定期的説明会を開 催	今後検討すべき事項と考えております。	あり
IR 資料をホームページ 掲載	当社ホームページ内に IR 情報ページを設け、決算情報やそ の他開示資料を適時掲載する予定です。	
IR に関する部署(担 当者)の設置	経営企画室が担当する予定です。	
その他	—	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等により ステークホルダー の立場の尊重につ いて規定	重要情報等開示・管理マニュアルにおいて、全てのステークホルダーに対し、適時適切かつ公平な情報提供を行ってまいります。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダー に対する情報提供 に係る方針等の策 定	ステークホルダーへ正確な情報が伝達できるよう、迅速かつ公平・正確でわかりやすい情報の開示を行っていく方針であります。
その他	—
実施していない	—

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2021年5月26日開催の取締役会で「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行いました。その内容は以下のとおりです。

1. 取締役及び、執行役員、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1)取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保することを目的に制定した「当社行動規範」を実践するとともに、「コンプライアンス規程」を定め、取締役、執行役員、及び使用人に周知徹底し、その遵守に努める。

2)「取締役会規程」など会社実務を明確化するために社内諸規程や社内マニュアル等を整備し、取締役、執行役員及び使用人が具体的に判断並びに行動するための規範を確保する。

3)取締役は、重大な法令、定款、規制及び社内規程違反に関する重要な事実を発見した場合には、速やかに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会に報告する。

4)管理本部長を委員長として、常勤取締役、常勤監査役、執行役員を構成員とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス意識の醸成を図るための組織体制を確立するとともに、適正な運営を図る。

また、当社の社会的責任を深く自覚するとともに、日常の業務遂行において関係法令を遵守し、社会倫理に適合した行動を実践するため、取締役、執行役員及び使用人の教育研修を実施する。

5)「内部通報規程」を定め、不正行為等に関する通報等を経営陣から独立した監査役、顧問弁護士を受付窓口とした通報ルートを設置する。

なお、会社は、通報者が通報等したことを理由としていかなる不利益な取扱いも行なわない。

6)取締役、執行役員及び使用人の職務執行の適正性を確保するために、内部監査担当者を配し、「内部

監査規程」に基づく監査を実施する。また、内部監査担当者は会計監査人及び監査役会と連携し、効率的な監査と牽制機能を維持できるよう努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1)取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取り扱いは、法令及び「取締役会規程」、「文書管理規程」などの社内規程に基づき、紙又は電磁的媒体に記録し、適切に保存、管理する。
- 2)取締役の職務執行に係る情報は、取締役及び監査役が常時閲覧できるよう、検索性に配慮して保存、管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1)管理本部長を委員長としたリスク・コンプライアンス委員会を設置し、「リスク管理規程」及び「内部通報規程」を制定し、可能な限りリスクを未然に防ぎ、企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。
- 2)定期的に開催するリスク・コンプライアンス委員会を通じて、業務執行上のリスクについて適時把握し、その対応方針を審議するとともに、特に重大なリスクについては、取締役会に報告する。
- 3)当社のリスク管理体制及びリスク管理の実施状況については、内部監査担当者により監査を実施する。
- 4)事業継続や安全・人命確保に重大な影響を与える事態、企業の存続に重大な脅威となる緊急事態など、不測の事態が発生した場合には、代表取締役を本部長とする緊急対策本部を直ちに設置し、迅速に対応を検討し、被害及び損失の拡大を最小限に止める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1)取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて取締役会を開催し、機動的な意思決定並びに適切な職務執行が行える体制を確保する。
- 2)中期経営計画及び年度事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確にするとともに、取締役会にて経営指標の分析及び進捗管理を通じて、業績目標の達成を図る。
- 3)取締役会の決定に基づく日常の職務執行を効率的に行うため「業務分掌規程」並びに「職務権限規程」を制定し、業務分担及び職務権限等を明確にして業務の効率性を高める。
- 4)経営会議を設置し、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役の指示、意思決定を経営会議に伝達する。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- 1)監査役がその職務を補助すべき使用人の登用を求めた場合は、当社使用人から監査役補助者を任命する。

2)当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱し、取締役からの独立性を確保するとともに、当該期間中の使用人の人事考課、異動、懲戒等については、監査役の同意を要する。

3)監査役補助者は、業務執行に係る役職を兼務しない。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告した者が不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

1)取締役会及び経営会議等の重要な会議には監査役が出席し、経営における重要な意思決定並びに業務の執行状況について把握できる体制を維持する。

2)取締役、執行役員及び使用人は、法令もしくは定款に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当該事実に関する事項を監査役に対し、速やかに報告する。

3)取締役、執行役員及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行う。

4)監査役の求めに応じて報告を行ったことを理由として、取締役、執行役員及び使用人に対し、不利益な処遇を行うことを禁止する。

5)重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。

7. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要ないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1)会計監査人及び内部監査担当者より監査実施状況等について報告を受けるとともに、定期的に情報交換及び協議を行う。

2)監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。

3)監査役は、必要に応じて公認会計士・弁護士等の専門家の意見を求めることができる。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するために、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、財務報告に係る内部統制の有効性の評価、報告する体制を整備し運用する。

10. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

1)「反社会的勢力対応規程」を制定し、取締役、執行役員及び使用人が一丸となって、反社会的勢力の排除に取り組む。

- 2)反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、反社会的勢力との一切の関係を遮断、排除するとともに、不当な要求を断固として拒否することを基本方針として定める。
- 3)反社会勢力に対する対応部署を管理本部とし外部機関（顧問弁護士、警察等）と連携、また関係部署と協力し、平素より情報収集に努め、組織的に対応する体制を維持する。
- 4)公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（特防連）に加盟し、特防連会報、特防連ニュース、特防連が主催する研究会等への参加を通じて情報収集に努めるともに必要に応じて特防連の指導を仰ぐ。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「反社会的勢力対応規程」において、反社会的勢力との関係遮断に関する基本的な考え方や取組方針について規定し、役員・従業員の行動原則を定め、反社会的勢力への資金提供を行わないという基本原則の徹底を図っております。さらに、「反社会的勢力対応・教育マニュアル」及び「反社会的勢力チェックマニュアル」を制定し、役員・社員が遵守すべきルールや関係遮断・被害防止に向けた具体的な取組みの詳細について明確化しております。

総務人事部を所管として、日常の事業運営において、関係遮断・被害防止態勢の整備・強化を推進しております。

反社会的勢力対応責任者および反社会的勢力対応推進者を定め、反社会的勢力から不当要求など、何らかの接触がある場合には、管理本部と連携のうえ、組織として適切な対応を行う態勢としております。また、平素より、反社会的勢力との関係遮断・被害防止のため、所轄警察署、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し、弁護士などの外部専門機関との緊密な連携体制の構築にも努めております

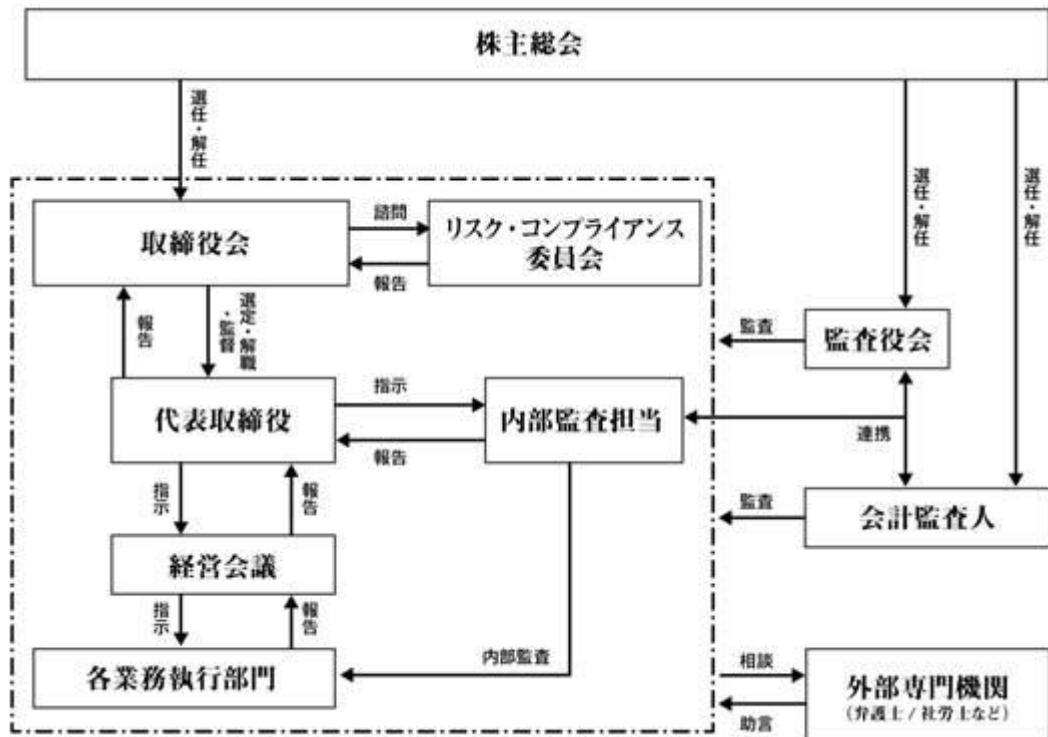
V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

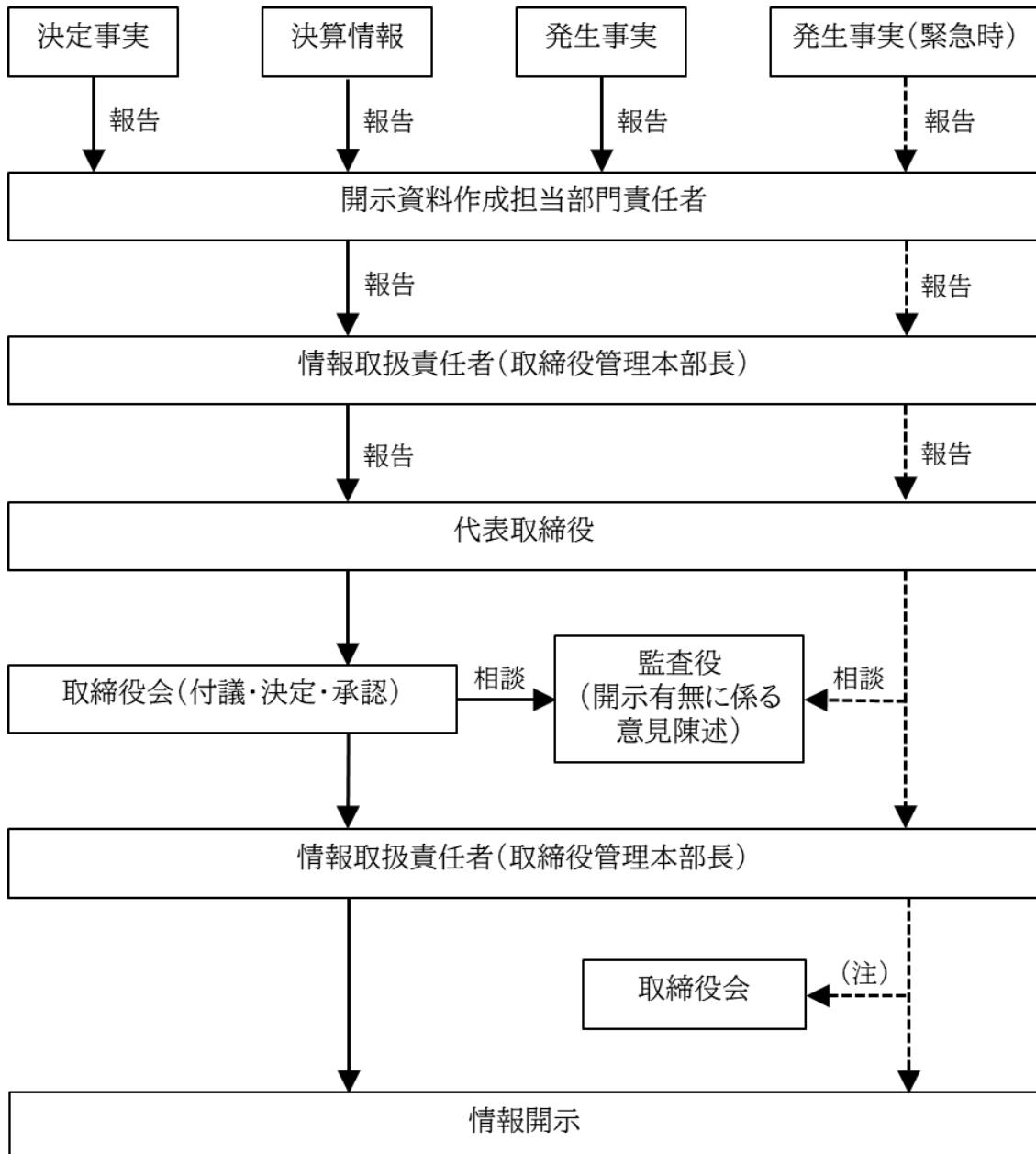
【模式図(参考資料)】

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



【適時開示体制の概要（模式図）】

当社の適時開示体制のフローは、次のとおりです。



(注)発生事実（緊急時）における情報開示については、取締役会にて開示執行の事後報告をします。

以上